１．計画の概要

（１）計画の背景・目的

【計画策定の背景】

本町の公共交通は、これまで鉄道・路線バス等により確保されてきた中で、平成 15 年度に財政面等の理由から福祉タクシー券の交付が廃止となって以来、一般質問や相談会等において、福祉タクシー券の交付再開やデマンド型公共交通システムの導入等に関する要望・質問があげられてきました。

この状況を踏まえ、平成 22 年度には庁内で組織したプロジェクトチームによって高齢者等の交通手段に関する調査・研究が行われ、公共的な移動サービスが受けられない移動困難者に対して支援を行うべきという提言が示されました。また、このような提言を受け、平成 23 年度には真に支援を必要とする高齢者等の移動困難者の実態を把握するため「小川町住民移動実態アンケート調査」を実施し、その結果から、小川町周辺部の公共交通空白地域等を中心に通院や買物を目的とした移動の際に不便を感じ、移動を諦めている方が存在しているものの、公共交通機関や自家用車の利用等により、ほとんどの方が移動を実現できているということが明らかになりました。

これらの調査・検討結果を受けて、本町における高齢者等の移動手段の確保に関しては、当面は福祉支援サービス等による対応とし、将来高齢化が進展した際には移動手段確保に向けた検討を進めることとしました。それ以降、高齢者等の移動手段の確保は福祉施策の一環として位置づけ、取組を進めてきました。なお、交通施策としての対応に関しては、路線バスの利便性向上に向けた負担金の支出や、鉄道の利便性の向上に向けた要請活動を行ってきました。

【計画策定の目的】

上記のような考え方に基づき取り組んできた中で、本町の 65 歳以上の人口比率は平成 26 年末時点で 30%を超え、高齢化がさらに進展している状況となっています。

従って、これを機に福祉施策の一環であった高齢者等の移動手段の確保を交通施策として位置づけ、早急な検討が必要となっていることから、本計画を策定しました。

（２）計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第５条に基づく計画であり、国が策定する基本方針（地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針）に基づくとともに、上位計画である小川町第５次総合振興計画に即したものとして策定しました。

本計画を、総合振興計画に掲げる将来像の実現に向けて公共交通の観点から寄与する計画と位置づけ、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通網全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に地域全体の公共交通システムの在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めています。

また、他分野（人口減少・少子高齢化、産業及び地域活性化　等）の課題解消に向けて、個別分野の計画が中心的役割を担いながら、それらの計画との連携を図ることにより一体となって取り組んでいく計画として位置づけます。

■本計画の位置づけ

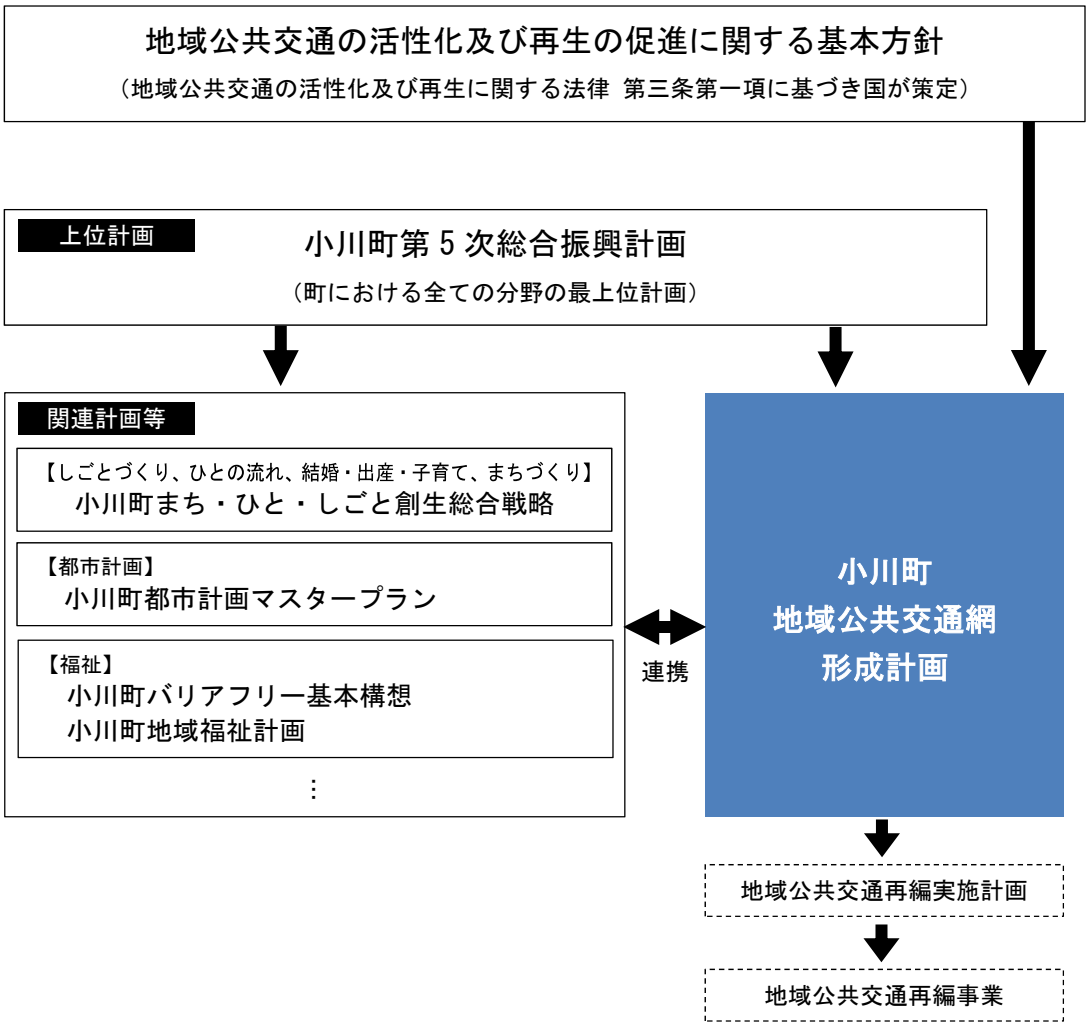

（３）計画の区域

本計画が適用される区域は「小川町全域」とします。なお、近隣市町村にまたがる公共交通路線については、密に連携を図ることとします。

（４）計画の期間

本計画は、中期的に地域が目指すべき将来像を念頭に置いた計画となるよう、計画期間を平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間終了時に公共交通網全体について網羅的に検証を行った上で、その達成状況に応じて計画を変更し、新たな計画期間を設定することとします。